

令和6年度 第1回

古河市地域公共交通活性化協議会資料



令和 6年 6月14日

古河市地域公共交通活性化協議会

[目 次]

	件 名	ページ
報告第 1 号	令和 5 年度古河市公共交通活性化会議事業報告について	P1
認定第 1 号	令和 5 年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について	P3
	(監査報告)	P4
議案第 1 号	令和 6 年度古河市地域公共交通活性化協議会事業計画 (案) に ついて	P5
議案第 2 号	令和 6 年度古河市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算 (案) について	P6
議案第 3 号	令和 7 年度地域公共交通計画 (案) 認定の申請について	P7
議案第 4 号	古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について	P13
報告第 2 号	古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱の一部改 正について (参考資料)	P15
	古河市地域公共交通活性化協議会規約	P20
	古河市地域公共交通活性化協議会財務規程	P23
	令和 6 年度 第 1 回古河市地域公共交通活性化協議会委員名簿	P25

報告第1号

令和5年度古河市公共交通活性化会議事業報告について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行
6月中旬	第1回 活性化会議	(書面決議)	・令和4年度古河市公共交通活性化会議事業報告及び歳入歳出決算について ・令和5年度古河市公共交通活性化会議事業計画及び歳入歳出予算について ・令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)申請について ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
8月9日	第1回 ワーキング チーム会議	総和第2庁舎 3階会議室1	・再編後のコース別運行状況について ・ぐるりん号利用者アンケートの状況や市民から要望について ・乗務員アンケートの分析について ・今後の再編案について ・再編の具体的スケジュールと予算について ・地域公共交通計画について ・路線バス利用者アンケートの実施について
9月9日	第2回 ワーキング チーム会議	総和第2庁舎 3階会議室3	・令和5年度公共交通再編後運行状況について ・アンケートの状況や市民から要望について ・見直し案(ぐるりん号)について ・再編の具体的スケジュールと予算について ・事業者ヒアリングシートの状況について ・地域公共交通計画について ・令和5年度第2回古河市公共交通活性化会議(9/22)の進め方について
9月22日	第2回 活性化会議	総和庁舎3階 特別会議室	・古河市公共交通事業(循環バス「ぐるりん号」)の一部運行の見直し(案)について ・循環バス「ぐるりん号」停留所の新設について ・古河市地域公共交通計画の基本理念及び基本方

期 日	区 分	場 所	内 容
			針（案）について
12 月 22 日	第 3 回 活性化会議	総和庁舎 3 階 特別会議室	・古河市地域公共交通計画の原案について ・デマンド交通「愛・あい号」に関する利用者の利便性向上（案）について ・令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について
1 月下旬	第 1 回運賃協 議会分科会	(書面決議)	古河市循環バス「ぐるりん号」一部見直しに係る運賃設定について
3 月中旬	第 4 回 活性化会議	(書面決議)	・古河市地域公共交通活性化協議会規約（案）の制定について ・古河市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程（案）の制定について ・古河市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）の制定について ・古河市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）の制定について ・古河市地域公共交通活性化協議会報償費支給規程（案）の制定について ・古河市循環バス「ぐるりん号」広告掲載取扱要綱（案）の制定について

令和 6 年 6 月 1 4 日

古河市地域公共交通活性化協議会
会 長 針 谷 力

令和5年度古河市公共交通活性化会議歳入歳出決算について

(単位：円)

1 歳入

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	比較	備考
1負担金	1負担金	1負担金	216,624,000	0	216,624,000	215,695,071	△ 928,929	・市活性化会議負担金 ・運転免許返納事業負担金 ・デマンド交通運行事業市負担金 ・循環バス運行事業市負担金 ・地域公共交通計画策定費 ・その他の経費に係る負担金 (バスロケ使用料、修繕、予備車等)
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	11,658,000	11,658,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3諸収入	1諸収入	1戻入金 2雑入	0 1,000	0 0	0 1,000	11,070,165 110,596	11,070,165 109,596	循環バス事業費精算金 広告料・預金利子等
計			216,625,000	0	216,625,000	238,533,832	21,908,832	

3

2 歳出

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	支出済額	差引	備考
1運営費	1会議費	1会議費	250,000	0	250,000	116,194	△ 133,806	・委員報酬等 ・収入印紙代
	2事務費	1事務費	250,000	0	250,000	393,415	143,415	・振込手数料 ・通信費、消耗品等
2事業費	1事業費	1事業費	184,474,974	0	184,474,974	215,410,468	30,935,494	・運転免許返納事業 ・デマンド交通運行事業委託費 ・循環バス運行事業委託費 ・地域公共交通計画策定費 ・その他の経費 (バスロケ使用料、運行準備経費等)
3予備費	1予備費	1予備費	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
計			184,975,974	0	184,975,974	215,920,077	30,944,103	

収入合計 238,533,832円
支出合計 215,920,077円
差引 22,613,755円 (市へ戻し入れ)

令和6年6月14日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

監 査 報 告 書

令和5年度古河市公共交通活性化会議の収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、令和6年6月13日に監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和6年6月13日

古河市地域公共交通活性化協議会

監 査 石 崎 聖 一 

監 査 佐 藤 弘 

議案第1号

令和6年度古河市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について

期 日	区 分	場 所	内 容
4月～3月			・デマンド交通「愛・あい号」運行 ・循環バス「ぐるりん号」運行
4/23		古河庁舎中庭	・「ぐるりん号」EVバスの出発式及び試乗体験会
6月中旬	第1回 活性化 協議会	書面決議	・令和5年度古河市公共交通活性化会議事業報告及び歳入歳出決算について ・令和6年度古河市公共交通活性化会議事業計画及び歳入歳出予算について ・令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）申請について ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について
9月予定	第2回 活性化 協議会	未定	・循環バス「ぐるりん号」無料の日の実施について
10月予定	第1回 運賃協議会 分科会	未定	・循環バス「ぐるりん号」新停留所にかかる運賃設定について（北コース及び総和庁舎・病院コース通勤通学コース）
12月予定	第3回 活性化 協議会	未定	・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について

令和6年6月14日提出

古河市地域公共交通活性化協議会
会 長 針 谷 力

令和6年度古河市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）について

(単位：円)

1 歳入

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	232,362,000	216,624,000	15,738,000	古河市地域公共交通活性化協議会負担金 運転免許証自主返納支援事業負担金 デマンド交通運行事業市負担金 循環バス運行事業負担金 その他の経費に係る負担金（バスロケ使用料、修繕等）
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	0	1,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	1,000	1,000	0	預金利子
計			232,364,000	216,625,000	15,739,000	

(単位：円)

2 歳出

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	250,000	0	委員報酬等
	2 事務費	1 事務費	250,000	250,000	0	印紙代、通信費、等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	231,863,000	216,124,000	15,739,000	運転免許証自主返納支援事業費 デマンド交通運行事業委託金 循環バス運行事業負担金 その他の経費に係る事業費（バスロケ使用料、修繕等）
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	
計			232,364,000	216,625,000	15,739,000	

※予算相互間での流用は、これを行なうものとする。

収 入 合 計	232,364,000 円
支 出 合 計	232,364,000 円
収 入 支 出 差 引	0 円

令和6年6月14日

議案第 3 号 令和 7 年度地域公共交通計画（案）認定の申請について

様式第 1－1（日本工業規格 A 列 4 番）

古 公 活 第 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 古 河 市 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会
住 所 茨 城 県 古 河 市 下 大 野 2 2 4 8 番 地
代 表 者 氏 名 会 長 針 谷 力

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付
すること。

（名称）古河市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
古河市内全域を対象に、市民の日常生活を支える「地域の足」を確保するため、「デマンド交通（乗合タクシー）」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
デマンド交通の利用者数を年間 36,600 人以上（令和5年度の実績 34,139 人）とし、1 回当たり 2 人以上とする。 【古河市地域公共交通計画 P 71 参照】
（2）事業の効果
低料金で安全・安心なデマンド交通（乗合タクシー）を運行することにより、交通不便地域で自家用車を運転できない市民（主に高齢者）の移動手段が確保できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・WEB 予約開始の広報周知 ・運行ルート・予約効率性の見直し ・利用者が少ない時間帯の利用促進について広報で周知 ＜実施主体＞古河市地域公共交通活性化協議会 （古河市地域公共交通計画 P 65、P 66 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド交通について、その運行に係る費用総額 109,905,702 円のうち、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を市が負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、運行事業者からの報告書により評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

○令和５年度第１回古河市公共交通活性化会議（令和５年６月書面協議）

- ・令和４年度古河市公共交通活性化会議事業報告及び歳入歳出決算について
- ・令和５年度古河市公共交通活性化会議事業計画及び歳入歳出予算について
- ・令和６年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）申請について
- ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について

【すべて承認】

○令和５年度第２回古河市公共交通活性化会議（令和５年９月２２日）

- ・古河市公共交通事業（循環バス「ぐるりん号」）の一部運行の見直し（案）について
- ・循環バス「ぐるりん号」停留所の新設について
- ・古河市地域公共交通計画の基本理念及び基本方針（案）について

【すべて承認】

○令和５年度第３回古河市公共交通活性化会議（令和５年１２月２２日）

- ・古河市地域公共交通計画の原案について
- ・デマンド交通「愛・あい号」に関する利用者の利便性向上（案）について
- ・令和５年度地域国今日交通確保維持改善事業に関する事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）（案）について

【すべて承認】

○令和５年度第４回古河市公共交通活性化会議（令和６年３月：書面協議）

- ・古河市地域公共交通活性化協議会規約（案）の制定について
- ・古河市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程（案）の制定について
- ・古河市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）の制定について
- ・古河市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）の制定について
- ・古河市地域公共交通活性化協議会報償費支給規程（案）の制定について
- ・古河市循環バス「ぐるりん号」広告掲載取扱要綱（案）の制定について

【すべて承認】

○令和６年度第１回古河市地域公共交通活性化協議会（令和６年６月書面協議）

- ・令和５年度古河市公共交通活性化会議事業報告及び歳入歳出決算について
- ・令和６年度古河市地域公共交通活性化協議会事業計画及び歳入歳出予算について
- ・令和７年度地域公共交通計画（案）認定の申請について
- ・古河市地域公共交通網形成計画実施事業の評価について

【 】

19. 利用者等の意見の反映状況

今回地域公共交通計画の策定（R6.3月）にあたり、デマンド交通利用者等へのアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果「モバイル予約が可能となった場合利用するか」について使用するという１９％、やり方がわかりやすければ使用するかもしれない４０％の意見を取り入れ、令和６年４月からWEB予約を開始した。また、「予約のとりやすさ」で悪い２０％、とても悪いが１３％の意見を参考に、令和６年４月から時間便制による利用できないすきま時間を見直し、時間便制をなくした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県古河市下大野 2248 番地

（所 属）古河市役所市民部交通防犯課

（氏 名）山田

（電 話）0280-92-3111

（e-mail）koutsuu@city.ibaraki-koga.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	經由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
古河市	総和中央交通株式会社	(1) デマンド交通		市内全域		往 km 復 km	289日	4134回			区域運行	①	・友愛記念病院バス 停で補助対象地域間 幹線系統茨城急行目 動車「古河駅東口～友 愛記念病院」線と接 続	③
	三和交通有限公司	(2) デマンド交通		市内全域		往 km 復 km	289日	7974回			区域運行	①		③
	諸川タクシー有 限会社	(3) デマンド交通		市内全域		往 km 復 km	289日	4134回			区域運行	①	・古河市役所三和行 舎バス停で補助対象 地域間幹線系統茨城 急行自動車「古河駅 東口～牛ヶ谷～三和 行舎」線と接続	③
	有限会社総和タ クシー	(4) デマンド交通		市内全域		往 km 復 km	289日	2086回			区域運行	①		③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	古河市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	80,490
交通不便地域等	9,500

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
9,500	総和地区・三和地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
古河市地域公共交通計画	令和6年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

古河市地域公共交通網形成計画の評価等結果（令和5年4月～令和6年3月）

目標（令和5年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
路線バス1日利用者数 1,500人	ルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	2,105人 年間利用者数768,292人（A） 年間運行日数 365日（B） A÷B=2104.9≒2105 ※路線バス事業者＝3社（茨城急行自動車、ジェイアールバス関東、朝日自動車）	コロナ禍の影響がやや緩和されてきたこともあり、昨年度からすると、増加傾向にはあるが、目標指数には達していない。常時利用者の確保、キャッシュレス決済等の利便性をPRし、利用者の増加を図る。	事業者別利用者数 朝日：74,132人 ジェイアール：266,180人 茨城急行：427,980人
古河駅における鉄道・バスの乗り継ぎ満足度 30%	ダイヤ改正等により乗り継ぎ満足度の向上を図る。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	令和5年度未実施	今後ダイヤ改正を行う際には、乗り継ぎ調整を図る。	
循環バスの 1日利用者数 530人	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	循環バス受託業者からの乗降データを用いて計測	451人 年間利用者163,299人（A） 年間運行日数 362日（B） A÷B=451人	令和5年4月に大幅なコース・ダイヤの再編を実施したため、乗り賃が下がった利用者が愛・あい号に移行するなど昨年度を下回る結果となったが、徐々に利用者数は回復傾向にある。ゲージマップの導入を検討し利用促進に向けた取組を行う。	
デマンド交通の 1台1日利用者数 15人	運行日時の増加や運行台数の増により、利用者数を増加させる。	デマンド交通受託業者からの乗降データを用いて計測	11.8人 年間利用者34,139人（A） 年間運行日数 290日（B） 1日運行台数 8台（C） A÷B÷C=11.77	令和5年度から市内全域運行とし利用登録についてWeb登録も可能とし利用者が昨年度比128%となった。また、令和6年度よりWEB利用予約を可能とし、時間便予約制を廃止したことにより予約可能な時間の時間も利用可能とした。今後もPRに努め利用者数増加を図る。	
路線バスの満足度 15%	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	路線バス実施（令和5年度実施データ） とても満足6.3% 満足12.4%	路線バスについては、市内路線バス事業者3社のうち2社に協力をいただいた。路線バスについては、循環バスに比べ本数も多く、目標値以上の満足度となった。今後も順番バスを含め利用者数増加を図る。	
循環バスの満足度 15%	コースの新設やルート及びダイヤの改正等により、利用者数を増加させる。また、待合環境や運転手の対応向上等も評価対象項目とする。	年度未実施の利用者アンケート集計結果	以下8項目を5段階で評価（令和5年度実施データ） ①運行本数 とても満足2%、満足8% ②運行時間帯 とても満足1%、満足11% ③運行区域 とても満足8%、満足23% ④バス停の位置 とても満足13%、満足26% ⑤運賃 とても満足43%、満足22% ⑥バスの待合環境 とても満足6%、満足18% ⑦他の路線との乗り継ぎ とても満足2%、満足13% ⑧安全運転 とても満足39%、満足38%	循環バスは本数及び運行時間帯の満足度が低く、運賃及び安全運転については満足度が低い傾向となった。令和5年4月の再編成時は、要望がかなりあったが、令和6年3月にダイヤ等一部見直しを実施しほとんど要望の電話はなくなった。循環バスの認知度をあげ、利用促進を図る。	

目標（令和５年度）	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
デマンド交通の満足度 15%	運行日時の増加や運行台数の増により、利用者数を増加させる。予約状況やオペレータ・運転手の応対向上等も対象項目とする。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	以下２項目を５段階で評価（令和５年度実施データ） ①予約の取りやすさ ②運賃 ととも満足9%、満足19% ととも満足22% 満足21%	令和５年４月から市内全域に利用地域を拡大。利用者は増加となった。利用が少ない時間帯・曜日等を広報等で周知し、利用増進を図る。	
アンケートにおける外出時に交通手段がなく困っている人の回答割合 20%以下	各事業の実施により公共交通の利便性を高める。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	免許返納後の心配をしているとの回答はあったが、困っている人の回答はほとんどなかった。	公共交通の広報周知を行い、利用促進を図る。	
バス停における乗継・待合環境の改善整備箇所数 5箇所	各年度１箇所以上の整備を目標とする。	実施箇所数	令和５年４月に再編を行い、全体の乗り継ぎの利便性を図った。	バス停設置場所の安全性を第一に考え、そのうえで可能な場所には利便性を追求する。	
路線バス・循環バスにおける乗り継ぎ満足度 15%	病院や公共施設等主要な交通結節点において、公共交通の乗り継ぎ利便性を向上させる。	年度末実施の利用者アンケート集計結果	循環バス・路線バス実施（令和５年度実施データ） 循環バス ととも満足2% 満足13% 路線バス ととも満足3% 満足7%	公共交通計画策定に伴い、令和５年度利用者アンケート等を実施した。乗り継ぎに満足している割合は目標値に達していなかったため、今後ダイヤ改正を行う際には、乗り継ぎ調整を図る。	
地域公共交通利用促進活動（バスの乗り方教室等）の実施回数 5回以上（年１回以上）	大規模イベントの実施に合わせ「乗り方教室」や「無料の日」を実施する。	実施回数	市内開催秋のイベント時に循環バス「無料の日」実施数＝３日間	無料の日の乗車人数は平均1.5倍になった。令和６年度も「無料の日」を実施し公共交通の利用意識の啓発に努める。	

報告第2号

古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱の一部改正について

古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱について、新旧対照表の通り、令和6年4月1日より改正する。

従前は、古河市循環バス「ぐるりん号」の回数券とデマンド交通「愛・あい号」のチケットを各々発行していたが、利用者の利便性向上のため、「共通チケット」を発行する。

また、「古河市公共交通活性化会議」の名称について、「古河市地域公共交通活性化協議会」の設立に伴い名称を変更する。それらに付随し、様式も変更することとする。

古河市地域公共交通活性化協議会
会 長 針 谷 力

【参考】

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

古河市地域公共交通活性化協議会 会長 宛て

古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業申請書

運転免許証を（自主返納・自主的な失効）したので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

郵便番号	〒		
住 所	古河市		
ふりがな			
氏 名			
電話番号			
生年月日	S.H.R 年 月 日		
返納・失効日	年 月 日	返戻時年齢	歳
添付書類 (○をつける)	☐ 運転免許の取消通知書 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転免許経歴証明書		

※古河市乗合タクシー「愛・あい号」は、事前に利用登録が必要となります。

利用登録をされていない場合は、申し出てください。

チケットは、後日書留で郵送いたします。

市役所使用欄

宛名番号	過去に交付 無 ・ 有（有の場合は対象外）
備考	

【参考】

様式第2号（第6条関係）

古公活第 号
令和 年 月 日

様

古河市地域公共交通活性化協議会
会 長 針 谷 力
(公 印 省 略)

古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった運転免許証の自主返納等に係る支援について次のとおり決定したので、古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

交付決定内容

ぐるりん号・愛あい号共通チケット（12,000 円分）

※ 愛あい号は『乗合タクシー』となります。愛あい号を利用する際は、事前に利用登録が必要となりますので登録をお願いいたします。

※ チケット及び回数券の換金・転売・交換はできませんのでご注意ください。

不交付

(理由) ↺

古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱新旧対照表

改正前	改正後
○古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱 平成26年3月25日 (支援内容) 第4条 支援事業の内容は、古河市循環バス「ぐるりん号」の回数券又はデマンド交通「愛・あい号」のチケット（以下「回数券等」という。）を1万2,000円分交付するものとする。 2 支援事業（回数券等の交付）は、対象者1人につき1回を限度とする。 3 回数券等は、第三者に転売してはならない。 (交付申請) 第5条 回数券等の交付を受けようとする者は、古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により交付を受けた取消通知書又は法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の写しを添えて、古河市公共交通活性化協議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。	○古河市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱 令和6年4月1日改正 (支援内容) 第4条 支援事業の内容は、古河市循環バス「ぐるりん号」・デマンド交通「愛・あい号」のチケット（以下「共通チケット」という。）を1万2,000円分交付するものとする。 2 支援事業（共通チケットの交付）は、対象者1人につき1回を限度とする。 3 共通チケットは、第三者に転売してはならない。 (交付申請) 第5条 共通チケットの交付を受けようとする者は、古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第1号）に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により交付を受けた取消通知書又は法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の写しを添えて、古河市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、回数券等の交付の可否を決定したときは、古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、回数券等を交付するものとする。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、共通チケットの交付の可否を決定したときは、古河市高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、共通チケットを交付するものとする。

古河市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、古河市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、茨城県古河市下大野2248番地に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する事項
- （3） 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- （5） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （6） 市内循環バス及びデマンド交通等、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- （7） 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員（以下、「委員等」という。）をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は市長とし、副会長は会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 市民の代表者又は地域公共交通の利用者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織の団体
- (3) 茨城県バス協会の代表者又はその指名する者
- (4) 茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (5) 学識経験者
- (6) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 茨城県政策企画部公共交通主管課長又はその指名する者
- (9) 古河警察署長又はその指名する者
- (10) 古河市長及び副市長
- (11) 道路管理者又はその指名する者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議決方法は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 第3項の規定は、前項の書面による議決について準用する。

6 協議会は原則公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前7項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会著が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、古河市市民部交通防犯課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

付則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

古河市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、古河市地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第12条の規定に基づき、古河市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前又は年度初回の協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(3) 支払いは、インターネットバンキングを利用することができる。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。ただし、歳入歳出ともなかった年度については、決算の調整、又は協議会の承認を得ることを省略できる。

2 会長は、前号の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度第1回 古河市地域公共交通活性化協議会委員名簿

【委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	近 藤 かおる	
3	古河市議会	議長	赤 坂 育 男	
4	古河市行政自治会	副会長	長 濱 忍	
5	古河市老人クラブ連合会	会長	佐 藤 弘	
6	古河商工会議所	副会頭	岩 崎 聖 一	
7	古河市商工会	会長	下 村 宏 幸	
8	特定非営利活動法人まちづくり支援センター	代表理事	為 国 孝 敏	
9	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	橋 本 弘 行	(企画調整)
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	小 菅 達 也	(輸送)
11	茨城県政策企画部	交通政策課長	鹿 内 秀 樹	
12	茨城県境工事事務所	道路管理課長	渡 辺 佳 映	
13	古河警察署	交通課長	大 滝 勝 好	
14	茨城県バス協会	専務理事	澤 畠 政 志	
15	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
16	ジェイアールバス関東株式会社古河営業所	古河営業所	大和田 義光	
17	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	佐 藤 雄 一	
18	古河ハイヤー運営協議会	会長	荒 井 忍	
19	朝日自動車株式会社	運輸部長	田 沼 健 一	
20	株式会社セキショウキャリアプラス	代表取締役社長	富 田 良 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	和 田 武 士	

【活性化協議会事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所 市民部	部 長	植 竹 淳	
2	古河市役所 市民部交通防犯課	課 長	斉 藤 恭 嗣	
3	古河市役所 市民部交通防犯課	課長補佐	粕 田 毅	
4	古河市役所 市民部交通防犯課	係 長	山 田 清 美	
5	古河市役所 市民部交通防犯課	主 幹	荻 原 理 恵	